

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年4月25日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	25-36260-0022
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備0703工事
質 問 事 項	
<p>1. 掘削土工・埋め戻し工について 掘削土砂を埋戻しに使用するにあたり土砂の運搬が計上されておきませんが、掘削土の埋戻しまでの仮置きをどのようにお考えでしょうか。 また敷砂利につきましても再利用となっておりますが、仮置き場との運搬費をどのようにお考えでしょうか。</p> <p>2. オープン掘削部について 掘削断面を1:0.5の勾配としているため、土質により法面の崩壊が予想されます。その場合、舗装仮復旧及び舗装本復旧の施工面積が大きく変わり、通行もできなくなると思われますが、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>3. 敷砂利撤去再設置について 敷砂利運搬工で2.0kmの運搬が計上されておりますが、指定の場所がありますでしょうか。</p> <p>4. 交通誘導員について 計286人で計上されておりますが、オープン掘削部での片側通行はバリケードなどの保安設備設置も必要であるため通行止めとしてもよろしいでしょうか。その場合、夜間の体制をどのように考えればよろしいでしょうか。もし片側通行でお考えの場合、現場作業機械などの夜間収納場所はどのようにすればよろしいでしょうか。</p> <p>5. KY2-3支線終点部の仮水路について 終点側の36-1、36-2、37-1の給水施設付近施工時に仮水路が支障となりますが復旧が必要になりますでしょうか。またKY2-3-1支線作業時にトラフの布設替えが必要になりますが、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>6. 管材について 管材が高騰しておりますが、資材発注時の市場単価に変更は可能でしょうか。また単品スライドの対象でしょうか。</p>	

7. 施工時、ほ場は稲作がされておりますが、施工制約をどのようにお考えでしょうか。
8. 通水試験後の水の処理をどのようにお考えでしょうか。

回 答 事 項

1. 掘削土の仮置きは、掘削箇所の隣としております。
また、敷砂利の仮置場への運搬費は、「S単61号敷砂利運搬工」で計上しております。
なお、現場状況により掘削土の仮置きを掘削箇所の隣とすることが困難な場合は、福島県工事請負契約約款第18条の協議の対象とします。
2. 土質により法面の崩壊が予想される場合は、建て込み簡易土留の使用など、福島県工事請負契約約款第18条の協議の対象とします。
なお、迂回路を確保した上で通行止めとすることが可能です。
3. 深野南地区の最西端の調整池予定敷地としております。
4. 迂回路を確保した上で通行止めとすることが可能です。
なお、夜間は開放を予定し、夜間の通行止めは予定しておりません。
また、片側通行は予定しておりません。
5. 仮水路の復旧及び側溝（トラフ）の布設替えが必要な場合は、福島県工事請負契約約款第18条の協議の対象とします。
6. 福島県工事請負契約約款第26条に該当する場合、当該条項に基づく協議の対象となります。
7. 道路埋設の本管は水稻作付け期間も施工可能です。しかし、ほ場への給水管、給水栓等については、稲刈り後の施工となります。
8. 通水試験後の水の処理は、下流部の排水路への排水となります。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。